

青森県報

第四千二百七十六号

平成二十九年
三月二十一日
(火曜日)

目次

告 示

廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定	(環境保全課)	一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	(高齢福祉課)	一
特定行為業務の登録	(同)	二
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出	(障害福祉課)	二
飼料の試験の結果の概要	(畜産課)	二
道路の区域の変更	(道路課)	三
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(河川砂防課)	三
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	四
公 告		
開発行為に関する工事の完了	(建築住宅課)	四
建設業者の許可の取消し	(中南地域 県民局)	五
右 同	(同)	五
右 同	(同)	五
右 同	(三八地域 県民局)	六
出先機関		
土地改良区の役員の退任	(上北地域 県民局)	六
土地改良事業計画変更の認可	(同)	六

告 示

青森県告示第二百二二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	埋立地の区分	指 定 区 域
弘前市新岡地区一般廃棄物最終処分場指定区域	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第三号イ（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第二号に規定する市町村により一般廃棄物の埋立処分の用に供された場所であつて廃止されたもの）	弘前市大字新岡字外ノ沢一八七

青森県告示第二百二二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十九年三月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	指 定 日
主たる事務所の所在地			
名 称			
所 在 地			
			年 月 日

株式会社フアルマ	弘前市大字北横町一九の一	居宅介護支援事業所フアルマ	弘前市大字北横町一九の一	平成 元・四・一
----------	--------------	---------------	--------------	-------------

青森県告示第二百四号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十九年三月二十一日

青森県知事 三村 申 吾

登録番号	011001 一七	登録年月日	平成 元・四・一	氏名又は名称	社会福祉法人虹	住所	青森市問屋町一五の〇	事業名称	ショートステイ虹の郷	所在地	青森市東大野二丁目三三	業務開始年月日	平成 元・四・一	備考	短期入所生活介護
------	--------------	-------	-------------	--------	---------	----	------------	------	------------	-----	-------------	---------	-------------	----	----------

青森県告示第二百五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規

定により公示する。

平成二十九年三月二十一日

青森県知事 三村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
社会福祉法人拓心会	五所川原市大字水野尾字懸樋二二の三	自立訓練（生活訓練）	五所川原市八比里俱樂部	五所川原市大字水野尾字懸樋二二の一	平成 元・三・三

青森県告示第二百六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成二十九年一月十一日、同年二月七日及び同月十六日取去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十九年三月二十一日

青森県知事 三村 申 吾

製造事業場等の名称及び所在地	東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24番地8	収去場所	同左	飼料の名称	フイービー・コン 肉豚ガーリック75	製造（輸入）年月	29.1	試験項目	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、TDN、水分	違反の有無及び違反の内容	無
製造事業場等の名称及び所在地	東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24番地8	収去場所	同左	飼料の名称	フイービー・コン ハーブFO真健仕LEXM	製造（輸入）年月	29.1	試験項目	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、ME、水分	違反の有無及び違反の内容	無

東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24番地 8	同左	クイード・ロソ DPF純植15Rプラス	29.1	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、ラム、ME、水分	無
みちのく飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24番 9	同左	ニチウ印乳用牛飼育用配合飼 料 ナイリーヌツシユ16	29.2	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、ラム、TDN、水分	無
みらい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地 6	同左	IC後期ECM	29.2	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、ラム、ME、水分	無
みらい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地 6	同左	BRヌター (M)	29.2	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、ラム、TDN、水分	無
みらい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地 6	同左	TOCHU クエスTg	29.2	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、ラム、ME、水分	無

部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年四月二十日まで青森県県土整備

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	三三三八号	上北郡六ヶ所村大字泊字焼山三四一の二から 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山三四一の二まで	前 後	一・九・二〇メートルから 二・六・三〇メートルまで 一七・一〇メートルから 二二・九〇メートルまで	六三・九〇メートル 六三・九〇メートル	

青森県告示第二百八号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土

砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備

え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 権現土砂災害警戒区域及び権現土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号) 第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

成十三年政令第八十四号) 第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 富泡五号土砂災害警戒区域及び富泡五号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第二百九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 権現土砂災害警戒区域及び権現土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号) 第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

成十三年政令第八十四号) 第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 富泡五号土砂災害警戒区域及び富泡五号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

公 告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律

第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十九年三月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる地域の名称 三戸郡三戸町大字川守田字正浄寺二〇の一	開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 三戸郡三戸町大字川守田字正浄寺一九の三 学校法人小野学園
---	---

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年三月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 小笠原塗装
- 二 氏名 小笠原正成
- 三 主たる営業所の所在地 南津軽郡藤崎町大字藤崎字四本松五三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二四)第一〇六〇五号
- 五 取消年月日 平成二十九年三月三日
- 六 取消しに係る建設業の許可 塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十九年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年三月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 成田畳工店
- 二 氏名 成田政勝
- 三 主たる営業所の所在地 平川市尾上栄松七九の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二五)第二〇〇五七五号
- 五 取消年月日 平成二十九年三月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十九年三月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年三月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社南建設
- 二 代表者の氏名 南直之進
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字堅田二丁目一四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二八)第二四二二号
- 五 取消年月日 平成二十九年三月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可 管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十九年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年三月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社ホームクリエ
- 二 代表者の氏名 小泉博
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市小中野六丁目八の二一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二八）第一一六八二号
- 五 取消年月日 平成二十九年二月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業及び管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十九年二月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、大堰土地改良区から、次のとおり役員 の 退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十九年三月二十一日

上北地域県民局長 山 田 裕

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日

理事 山本 敏雄 上北郡七戸町字十役野九一の三

平成二九・二六

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、北三沢土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成二十九年三月七日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成二十九年三月二十一日

上北地域県民局長 山 田 裕

事業名 維持管理

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
------------------------------------	--	--------------------------------